

第3章 愛媛県環境影響評価技術指針 の解説

(趣旨)

第1条 この技術指針は、愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために必要な技術的事項を定めるものとする。

[解説]

この技術指針は、条例の規定により定められる「対象事業に係る環境影響評価及び事後調査が適切に行われるために必要な技術的事項」について定めたものであることを明示したものである。

条例第4条第1項では、技術指針は、次の事項を定めることとしている。

- 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定（技術指針第5条から第12条まで）
- 環境の保全のための措置（技術指針第13条から第16条まで、第20条及び第21条）
- 事後調査の項目及び当該項目に係る調査を合理的に行うための手法の選定（技術指針第17条から第19条まで）

(この技術指針の解釈及び運用)

第2条 この技術指針は、共通的かつ標準的な事項を定めたものであり、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の状況（以下「地域特性」という。）を勘案して、この技術指針と同等以上の技術的精度を有する方法により環境影響評価及び事後調査が行われることを妨げるものではない。

[解説]

技術指針は、対象事業に共通的かつ標準的な事項を定めるものであることを示すとともに、環境影響評価において重要な要素となる対象事業の内容を「事業特性」と定義するとともに、対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の状況を「地域特性」と定義することを示したものである。

また、技術指針はすべての対象事業に共通した技術的事項及び留意事項などを示したものであり、事業者が対象事業の種類、規模及び内容や、地域環境等の特性等を勘案して、適正な方法等を採用することを妨げるものではないことを明示する確認的な内容である。

(改定)

第3条 この技術指針は、今後の科学的知見の進展、環境影響評価及び事後調査の事例の蓄積等に応じて、必要な改定を行うものとする。

[解説]

技術指針は、現時点における科学的知見に基づいて作成したものであり、環境影響評価及び事後調査に関する科学的知見は日進月歩であり、社会的ニーズも絶えず変化することから、知見の進展や、環境影響評価の実施例の積み重ね等に応じて、所要の検討を行い、適宜改訂を行っていくべきことを明示したものである。

条例では、知事がこのような状況を総合的に勘案し、技術指針を改定しようとするとときは、愛媛県環境影響評価審査会の意見を聞くものとしている（条例第4条第4項）。また、技術指針を改定したときは、これを公表することとされている（条例第4条第5項）。

(用語)

第4条 この技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

[解説]

技術指針は、条例に基づき策定されるものであるから、用語も条例の例によることを基本としたものである。

(環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針)

第5条 条例第4条第1項第1号の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針については、次条から第12条までに定めるところによる。

[解説]

事業者による環境影響評価の項目及び手法の選定は、この指針の定めにより選定が行われるものであることを明示する確認的な内容である。

(事業特性及び地域特性の把握)

第6条 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす事業特性及び地域特性に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

- ア 対象事業の種類
- イ 対象事業の規模
- ウ 対象事業が実施されるべき区域
- エ 工作物の種類、規模及び配置計画その他の土地の利用の概要
- オ 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要
- カ 切土、盛土その他の土地の造成を行う場合にあっては、当該土地の造成の概要
- キ 土石の捨場又は採取場を設置する場合にあっては、当該土石の捨場又は採取場の概要
- ク 対象事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容の概要
- ケ 対象事業に密接に関連して行われる事業の内容の概要
- コ その他対象事業に関する事項

[解説]

(1) 事業特性・地域特性の把握の考え方

事業特性・地域特性の把握は、対象事業や対象地域の特性や位置付けを明らかにし、環境影響評価の項目、調査・予測・評価手法を選定するために必要な情報を得ることを目的として行う。したがって、事業特性・地域特性の把握は各項目を環境影響評価の対象として選定するか否かを問わずに総括的・網羅的に実施されるべきものである。しかし、事業特性把握や地域特性把握の途中段階において、環境影響評価項目として選定しないと決定するに足る十分な情報が得られれば、当該項目に関する事業特性・地域特性の把握をさらに充実させる必要はない。

なお、項目の選定を行う場合や、標準項目を環境影響評価項目として選定しない場合には、各々その理由を明らかにすることが必要であることから、その理由を説明するに足る十分な特性把握を行わなければならない。

また、項目・手法選定のために必要な事業特性・地域特性は環境影響評価項目ごとに異なるが、事業特性・地域特性としてのとりまとめは項目横断的に行い、方法書等に記載する際には、事業特性・地域特性の全体像が把握しやすいように必要な情報を加えて記述する。

(2) 事業特性の把握

環境影響評価の方法を設計するに当たっては、地域の特性、事業の特性を良く整理する必要がある。事業の概要については、その事業が本質的に、どのような環境負荷をどの程度持つ事業なのか（対策の有無にかかわらず、本来発生するはずの環境負荷を整理すること）を明らかにする必要がある。環境影響評価では、「対策を予定しているから負荷は発生しない」という考え方の下に調査・予測・評価を省略するのではなく、「対策を講じることにより本来発生するはずの負荷が十分に回避・低減されていることを明らかにする」ことが重要である。

環境影響評価で調査・予測・評価を行うには、調査・予測・評価を行うために必要な種々の事業要素を整理する必要があるが、方法書段階では、事業の熟度に